

十九 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5) - 16 .....</p> <p>.....<u>同項第 16 号</u>.....</p> <p>(1) .....<u>同項第 16 号</u>.....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) <u>同項第 16 号イ</u>.....</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62 の 3(5) - 17 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5) - 18 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号及び第 13 号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)</p> <p>62 の 3(5) - 20 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 13 号又は第 14 号</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>同項第 13 号</u>.....</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p>	<p>(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5) - 16 .....</p> <p>.....<u>同項第 17 号</u>.....</p> <p>(1) .....<u>同項第 17 号</u>.....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) <u>同項第 17 号イ</u>.....</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62 の 3(5) - 17 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5) - 18 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号、第 13 号及び第 14 号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)</p> <p>62 の 3(5) - 20 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 14 号又は第 15 号</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>同項第 14 号</u>.....</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p>

62の3(5)-21 措置法規則第21条の19第2項第12号又は第14号……………  
…措置法第62条の3第4項第12号又は第14号……………

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

62の3(5)-22 ……………

- (1) ……………
- (2) ……………
- (3) 同項第12号、第13号又は第14号……………
- (4) 同項第15号……………

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62の3(5)-23 措置法第62条の3第4項第15号又は第16号……………同  
項第15号本文かつこ書……………  
(注) ……………

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62の3(5)-24 措置法第62条の3第4項第15号ロ……………

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62の3(5)-26 措置法第62条の3第4項第15号ニ……………

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62の3(5)-27 措置法第62条の3第4項第15号……………

(換地処分後の土地等の譲渡)

62の3(5)-28 ……………

62の3(5)-21 措置法規則第21条の19第2項第12号又は第15号……………  
…措置法第62条の3第4項第12号又は第15号……………

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

62の3(5)-22 ……………

- (1) ……………
- (2) ……………
- (3) 同項第12号、第14号又は第15号……………
- (4) 同項第16号……………

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62の3(5)-23 措置法第62条の3第4項第16号又は第17号……………同  
項第16号本文かつこ書……………  
(注) ……………

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62の3(5)-24 措置法第62条の3第4項第16号ロ……………

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62の3(5)-26 措置法第62条の3第4項第16号ニ……………

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62の3(5)-27 措置法第62条の3第4項第16号……………

(換地処分後の土地等の譲渡)

62の3(5)-28 ……………

改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号</u>……………</p> <p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62 の 3(5)－29 ……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(併用住宅の場合)</p> <p>62 の 3(5)－30 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>62 の 3(5)－31 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号</u>ロ……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 16 号</u>……………</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>62 の 3(5)－34 ……………</p> <p>……………<u>同条第 4 項第 12 号から第 16 号まで</u>……………<u>同条第 4 項第 12 号から第 16 号まで</u>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 12 号から第 16 号まで</u>……………</p>	<p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 17 号</u>……………</p> <p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62 の 3(5)－29 ……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 17 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(併用住宅の場合)</p> <p>62 の 3(5)－30 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 17 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>62 の 3(5)－31 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号</u>ロ……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 17 号</u>……………</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>62 の 3(5)－34 ……………</p> <p>……………<u>同条第 4 項第 12 号から第 17 号まで</u>……………<u>同条第 4 項第 12 号から第 17 号まで</u>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 12 号から第 17 号まで</u>……………</p>

(開発許可等を受けることができるの見込まれる日の認定)

62の3(6)-10 .....

(注) .....措置法第62条の3第4項第12号から第16号まで.....

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)

62の3(6)-11 .....

.....同条第4項第12号から第16号まで.....

(開発許可等を受けることができるの見込まれる日の認定)

62の3(6)-10 .....

(注) .....措置法第62条の3第4項第12号から第17号まで.....

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)

62の3(6)-11 .....

.....同条第4項第12号から第17号まで.....

二十 第64条~第65条の2(収用等の場合の課税の特例)関係

改 正 後					改 正 前				
(収用証明書の区分一覧表)					(収用証明書の区分一覧表)				
64(4)-1 .....					64(4)-1 .....				
別表1 収用証明書の区分一覧表					別表1 収用証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⋮	⋮				⋮	⋮			
	⑳ ..... ……最大 出力10万 キロワッ ト以上の 汽力若し くは原子 力による					⑳ ..... ……最大 出力10万 キロワッ ト以上の 汽力若し くは原子 力による			

改 正 後					改 正 前				
		発電施設、 最大出力 8,000 キ ロワット 以上の風 力若しく は最大出 力 1,000 キロワッ ト以上の 太陽光に よる発電 施設(電気 事業法第 2条第1 項第2号 に規定す る一般電 気事業者 が設置す るものに 限る。)、 最大出力 5,000 キ ロワット 以上の内 燃力若し くはガス					発電施設、 最大出力 5,000 キ ロワット 以上の内 燃力若し くはガス タービン による発 電施設… …		

タービン による発 電施設… …					
…	⑥⑤ (イ) ……①か ら⑤⑦の②まで 又は⑥①から ⑥④まで…… (ロ) ⑤⑦から⑥⑥ まで……				

…	⑥⑤ (イ) ……①か ら⑥①の②まで 又は⑥②から ⑥⑤まで…… (ロ) ⑤⑧から⑥① まで……				

二十一 第 65 条の 2 (収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(補償金の支払請求等の時期)</p> <p>65 の 2-4 ……</p> <p>……<u>同法第 5 条第 1 項第 6 号</u>……</p> <p>(許可を要しないこととなった日の意義)</p> <p>65 の 2-6 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>……<u>農地法第 5 条第 1 項第 6 号</u>……</p> <p>(2) <u>農地法施行規則第 53 条第 12 号</u>……<u>同規則第 32 条第 14 号</u>……</p> <p>……</p>	<p>(補償金の支払請求等の時期)</p> <p>65 の 2-4 ……</p> <p>……<u>同法第 5 条第 1 項第 3 号</u>……</p> <p>(許可を要しないこととなった日の意義)</p> <p>65 の 2-6 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>……<u>農地法第 5 条第 1 項第 3 号</u>……</p> <p>(2) <u>農地法施行規則第 7 条第 14 号</u>……<u>同規則第 5 条第 20 号</u>……</p> <p>……</p>

二十二 第 65 条の 3 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)					(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)				
65 の 3-4 .....					65 の 3-4 .....				
別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
(3の4) .....	.....	空港の設置者	.....		(3の4) .....	.....	飛行場の設置者	.....	
..... <u>同法第55条の2第3項</u> .....					..... <u>同法第55条の2第2項</u> .....				
(廃 止)									
④ .....	.....	.....	.....	.....	(3の7) <u>農地法第75条の8第1項の裁定により買い取られる場合</u>	当該裁定に係る通知書又はその写し	都道府県知事	<u>措置法65条の3第1項3号</u> <u>措置法規則22条の4第1項3号ト</u>	<u>通知書の写しは、その土地等を買</u> <u>い取られた者が</u> <u>作成して差し支</u> <u>えない。</u>
..... <u>独立行政法人</u> <u>国立文化財機構</u> .....					④ .....	.....	.....	.....	.....
.....					..... <u>独立行政法人</u> <u>文化財機構</u> .....				

二十三 第 65 条の 4 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																		
<p>(事業の区域の面積判定)</p> <p>65 の 4-13 措置法規則第 22 条の 5 第 9 項又は第 12 項……………300 m<sup>2</sup>以上……………同条第 9 項又は第 12 項……………</p> <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 ……………</p> <p style="text-align: center;">別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③ ……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> </tr> <tr> <td>……………平成23年12月31日まで……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(i) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ii) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(iii) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(iv) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(v) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③の2 ……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> </tr> <tr> <td>……………平成23年12月31日まで……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(i) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ii) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(iii) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	③ ……………	……………	……………	……………	……………	……………平成23年12月31日まで……………					(i) ……………					(ii) ……………					(iii) ……………					(iv) ……………					(v) ……………					③の2 ……………	……………	……………	……………	……………	……………平成23年12月31日まで……………					(i) ……………					(ii) ……………					(iii) ……………					<p>(事業の区域の面積判定)</p> <p>65 の 4-13 措置法規則第 22 条の 5 第 9 項第 1 号又は第 3 号……………500 m<sup>2</sup>以上……………同項第 1 号又は第 3 号……………</p> <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 ……………</p> <p style="text-align: center;">別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③ ……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> </tr> <tr> <td>……………平成20年12月31日まで……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(i) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ii) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(iii) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(iv) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(v) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③の2 ……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> </tr> <tr> <td>……………平成20年12月31日まで……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(i) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ii) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(iii) ……………</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	③ ……………	……………	……………	……………	……………	……………平成20年12月31日まで……………					(i) ……………					(ii) ……………					(iii) ……………					(iv) ……………					(v) ……………					③の2 ……………	……………	……………	……………	……………	……………平成20年12月31日まで……………					(i) ……………					(ii) ……………					(iii) ……………				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																																																																																																																															
③ ……………	……………	……………	……………	……………																																																																																																																															
……………平成23年12月31日まで……………																																																																																																																																			
(i) ……………																																																																																																																																			
(ii) ……………																																																																																																																																			
(iii) ……………																																																																																																																																			
(iv) ……………																																																																																																																																			
(v) ……………																																																																																																																																			
③の2 ……………	……………	……………	……………	……………																																																																																																																															
……………平成23年12月31日まで……………																																																																																																																																			
(i) ……………																																																																																																																																			
(ii) ……………																																																																																																																																			
(iii) ……………																																																																																																																																			
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																																																																																																																															
③ ……………	……………	……………	……………	……………																																																																																																																															
……………平成20年12月31日まで……………																																																																																																																																			
(i) ……………																																																																																																																																			
(ii) ……………																																																																																																																																			
(iii) ……………																																																																																																																																			
(iv) ……………																																																																																																																																			
(v) ……………																																																																																																																																			
③の2 ……………	……………	……………	……………	……………																																																																																																																															
……………平成20年12月31日まで……………																																																																																																																																			
(i) ……………																																																																																																																																			
(ii) ……………																																																																																																																																			
(iii) ……………																																																																																																																																			



改 正 後					改 正 前				
③の③ ……平成23年12月 31日まで…… (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… (ホ) ……					③の③ ……平成20年12月 31日まで (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… (ホ) ……				
⑬ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(以下「商店街活性化法」という。)第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同法第2条第2項に規定する商店街活性化事業又は同法第7条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第2条第3項に規定する商店街活性化	(イ) 買取りをする者が特定法人に該当する旨を証する書類 (ロ) 当該事業が左欄の(イ)及び(ロ)の要件を満たすものであることにつき証明した書面 (ハ) 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類	経済産業大臣  経済産業大臣  当該土地等の買取りをする者	……	※1 「特定法人」とは、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次の法人をいう。 (1) 商店街活性化法第2条第2項に規定する商店街活性化事業……商店街活性化法第5条第1項に規定する認定商店街活性化事業者である法人で、中	⑬ 中小小売商業振興法第4条第1項から第3項まで又は第6項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく同法第7条第1号に規定する高度化事業で次の要件を満たすもの用に供するために特定法人(※1)に買い取られる場合 (イ) 当該事業が都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に	(イ) 買取りをする者が特定法人に該当する旨を証する書類及び当該事業が左欄の(イ)から(ホ)までの要件を満たすことにつき証明した書面 (ロ) 当該土地等を当該事業の用に(当該事業が商店街整備計画に基づく事業である場合には、当該事業により設	都道府県知事  当該土地等の買取りをする者	……	※1 「特定法人」とは、中小小売商業振興法第4条第1項から第3項まで又は第6項の認定を受けた法人で、中小企業等協同組合法第9条の2第7項に規定する特定共済組合及び同法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会以外のもの(共同店舗等整備

支援事業でそれぞれ次の要件を満たすものの用に供するために特定法人(※1)に買い取られる場合

(1) 商店街活性化法第2条第2項に規定する商店街活性化事業

A 当該事業が都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであること。

B 当該事業により顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための公共用施設(休憩所、集会場、駐車場、アーケードその他これらに類する

小企業等協同組合法第9条の2第7項に規定する特定共済組合及び同法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会以外のもの

(2) 商店街活性化法第2条第3項に規定する商店街活性化支援事業…商店街活性化法第7条第1項に規定する認定商店街活性化支援事業者である法人(商店街活性化法第6条第1項に規定する一般社団法

適合して行われるものであること。

(g) 当該事業により顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための公共用施設(休憩所、集会場、駐車場、アーケードその他これらに類する施設をいう。)が設置されること。

(h) 当該事業の区域として次の事業の区分に応じそれぞれ次に掲げる区域の面積が1,000㎡(当該事業が中小小売商業振興法第4条第3項の共同店舗等整備計画に基づく事業又は同条第6項の商店街整備等支援計画に基づく事業(当該共同

置される公共用施設の用に供する。)に供するために買い取ったものである旨を証する書類

計画に基づく事業にあつては事業協同組合、事業協同小組合又は協業組合に限るものとし、商店街整備等支援計画にあつては次に掲げる法人に限る。)をいう。

(1) 地方公共団体の出資に係る中小小売商業振興法第4条第6項に規定する特定会社のうち、次に掲げる要件を満たすもの

イ 当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の3分の

改 正 後				改 正 前			
<p><u>施設をいう。以下同じ。）が設置されること。</u></p> <p><u>C 当該事業の区域として商店街活性化法第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業を行う同法第5条第1項に規定する認定商店街活性化事業者である商店街振興組合等(同法第2条第2項に規定する商店街振興組合等をいう。)の組合員又は所属員で中小小売商業者等(同法第2条第1項第3</u></p>			<p><u>人又は一般財団法人であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに限る。)</u></p> <p><u>イ その社員総会における議決権の総</u></p>	<p><u>店舗等整備計画に基づく事業に類するもので一定のもの(※2)に限る。)である場合には500㎡以上であること。</u></p> <p><u>A 商店街整備計画に基づく事業 当該事業を行う中小小売商業振興法第4条第1項の規定による認定を受けた商店街振興組合等の組合員又は所属員で中小小売商業者等に該当するものの事業の用に供される店舗その他の施設(当該商店街整備計画の区域内に存するものに限る。)</u>及び当</p>		<p><u>2以上が地方公共団体又は独立行政法人中小企業基盤整備機構により所有され又は出資をされていること。</u></p> <p><u>ロ 当該法人の株主又は出資者の3分の2以上が中小小売商業者等又は商店街振興組合等であること。</u></p> <p><u>ハ その有する当該法人の株式の総数又は出資</u></p>	

号から第7号  
までに掲げる  
者をいう。)に  
該当するもの  
の事業の用に  
供される店舗  
その他の施設  
(当該認定商  
店街活性化事  
業計画の区域  
内に存するも  
のに限る。)及  
び当該認定商  
店街活性化事  
業計画に基づ  
く当該商店街  
活性化事業に  
より新たに設  
置される公共  
用施設の用に  
供される土地  
の区域の面積  
が1,000㎡以上  
であること。  
D 当該事業に  
係る商店街活  
性化法第5条  
第3項に規定

数の3分  
の1を超  
える数が  
地方公共  
団体によ  
り保有さ  
れている  
公益社団  
体法人であ  
ること。  
ロ その社  
員総会に  
おける議  
決権の総  
数の4分  
の1以上  
の数が一  
の地方公  
共団体に  
より保有  
されてい  
る公益社  
団法人で  
あること。  
ハ その拠  
出をされ  
た金額の  
3分の1

該商店街整備  
計画に基づく  
事業により新  
たに設置され  
る公共用施設  
の用に供され  
る土地の区域  
B 店舗集団化  
計画に基づく  
事業又は共同  
店舗等整備計  
画に基づく事  
業 これらの  
事業が施行さ  
れる土地の区  
域  
C 商店街整備  
等支援計画に  
基づく事業  
当該事業を行  
う中小小売商  
業振興法第4  
条第6項の規  
定による認定  
を受けた法人  
に出資又は拠  
出をしている  
中小小売商業

の金額の  
合計額の  
最も多い  
株主等が  
地方公共  
団体、独立  
行政法人  
中小企業  
基盤整備  
機構、中小  
小売商業  
者等又は  
商店街振  
興組合等  
のいずれ  
かである  
こと。  
(2) 中小小売  
商業振興法  
第4条第6  
項に規定す  
る一般社団  
体法人等であ  
って、その定  
款において、  
その法人が  
解散した場  
合にその残

する認定商店街活性化事業計画が経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであり、当該認定商店街活性化事業計画に従って当該事業が実施されていること。

E その他の要件（※2）

(ロ) 商店街活性化法第2条第3項に規定する商店街活性化支援事業

A (イ) Aに掲げる要件

B 当該事業を行う施設として研修施設（講義室を有する施設で、資料室

を超える金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

三 その拠出をされた金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

※2 その他の要件は次のとおりである。

(1) 当該事業に参加する者の数が10以上である

者等及び当該法人に出資又は拠出をしている商店街振興組合等の組合員又は所属員である中小売業者等の事業の用に供される店舗その他の施設（当該商店街整備等支援計画の区域内に存するものに限る。以下「商店街整備等支援対象区域内の施設」という。）並びに当該商店街整備等支援計画に基づく事業により新たに設置される共同店舗その他の施設及び公共用施設の用に供される土

余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

イ その社員総会における議決権の総数の3分の1を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であ

を備えたものをいう。以下同じ。)で、その建築面積が150㎡以上であるものが設置されること。

C 当該事業の区域として商店街活性化法第7条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第2条第3項に規定する商店街活性化支援事業を行う施設として新たに設置される研修施設の用に供される土地の

こと。

(2) 当該事業により新たに設置される公共施設及び店舗その他の施設の用に供される土地の面積とこれらの施設の床面積との合計面積（これらの施設の建築面積を除く。）に占める売場面積の割合が2分の1以下であること。

(3) 当該事業が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号

地の区域

(c) 当該事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号又は第4号に掲げる業務（同項第3号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。）に係る資金（以下「連携集積活性化事業資金」という。）の貸付けを受けられるものであること。

(d) その他の要件（※3）

ること。

ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

ハ その拠出をされた金額の3分の1を超える金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

改 正 後				改 正 前			
<p><u>区域の面積が300㎡以上であること。</u></p> <p><u>D 当該事業に係る商店街活性化法第7条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業計画が経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであり、当該認定商店街活性化支援事業計画に従って当該事業が実施されていること。</u></p> <p><u>E 当該事業が、独立行政法人中小企</u></p>			<p><u>若しくは第12号に掲げる業務(同項第3号又は第4号に掲げる業務にあつては、同項第3号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。)に係る資金(同項第12号に掲げる業務に係るものにあつては、土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)の貸付け、株式会社日本政策金融公庫法</u></p>				<p><u>ニ その抛出をされた金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により抛出されている公益財団法人であること。</u></p> <p><u>※2 共同店舗等整備計画に基づく事業に類するもので一定のものは、共同店舗とともに公共用施設を設置する事業又は共同店舗と併設される公共用施設を設置する事業をいう。</u></p> <p><u>※3 その他の要件は次のと</u></p>

業基盤整備  
機構法第15  
条第1項第  
3号、第4号  
若しくは第  
12号に掲げ  
る業務（同項  
第3号又は  
第4号に掲  
げる業務に  
あつては、同  
項第3号口  
又はハに掲  
げる事業又  
は業務に係  
るものに限  
る。）に係る  
資金（同項第  
12号に掲げ  
る業務に係  
るものにあ  
つては、土  
地、建物その  
他の施設を  
取得し、造成  
し、又は整備  
するのに必  
要な資金に  
限る。）の貸

第11条第1  
項第1号の  
規定による  
同法別表第  
1第1号若  
しくは第14  
号の下欄に  
掲げる資金  
（土地、建物  
その他の施  
設を取得し、  
造成し、又は  
整備するの  
に必要な資  
金に限る。）  
の貸付け又  
は国若しく  
は地方公共  
団体の補助  
金（土地、建  
物その他の  
施設を取得  
し、造成し、  
又は整備す  
るのに必要  
な補助金に  
限る。）の交  
付を受けて  
行われるも

おりである。  
(1) 商店街整  
備計画に基  
づく事業又  
は店舗集団  
化計画に基  
づく事業に  
あつては、こ  
れらの事業  
に参加する  
者の数が10  
以上である  
こと。  
(2) 店舗集団  
化計画に基  
づく事業若  
しくは共同  
店舗等整備  
計画に基づ  
く事業又は  
商店街整備  
等支援計画  
に基づく事  
業にあつて  
は、これらの  
事業により  
新たに設置  
される公共  
用施設及び



改 正 後					改 正 前				
	<u>付け、株式会 社日本政策 金融公庫法 第11条第1 項第1号の 規定による 同法別表第 1第1号若 しくは第14 号の下欄に 掲げる資金 (土地、建物 その他の施 設を取得し、 造成し、又は 整備するの に必要な資 金に限る。) の貸付け又 は国若しく は地方公共 団体の補助 金(土地、建 物その他の 施設を取得 し、造成し、 又は整備す るのに必要</u>			<u>のであるこ と。</u>					<u>店舗その他 の施設の用 に供される 土地の面積 とこれらの 施設の床面 積との合計 面積(これら の施設の建 築面積を除 く。)に占め る売場面積 の割合が2 分の1以下 であること。 (3) 商店街整 備等支援計 画に基づく 事業にあつ ては、商店街 整備等支援 対象区域内 の施設又は 当該事業に より新たに 設置される 店舗その他 の施設をそ</u>

な補助金に限る。)の交付を受けて行われるものであること。

の者の営む事業の用に供する者の数が10(当該事業が共同店舗等整備計画に基づく事業に類するものである場合には、5)以上であること。

⑳	.....	(i) .....	.....	.....
		(n) .....		
		A .....措 置法令第 39条の5 第33項各 号.....		
		B .....		

⑳	.....	(i) .....	.....	.....
		(n) .....		
		A .....措 置法令第 39条の5 第32項各 号.....		
		B .....		

㉕	..... .....農地保有合理 化法人又は農地利 用集積円滑化団体 .....	(i) .....	.....	.....
		(n) .....		
		(n) .....		
		.....農地保 有合理化法 人又は農地		※1 農地保有 合理化法人又 は農地利用集 積円滑化団体 ..... ※2 .....

㉕	..... .....農地保有合理 化法人.....	(i) .....	.....	.....
		(n) .....		
		(n) .....		
		.....農地保 有合理化法 人.....		※1 農地保有 合理化法人... ... ※2 .....

改 正 後					改 正 前				
	利用集積円滑化団体…								

二十四 第 65 条の 5 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)					(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)				
65 の 5-2 ……………					65 の 5-2 ……………				
別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
④ 農業経営基盤強化促進法第 8 条第 1 項に規定する農地保有合理化法人又は同法第 11 条の 12 に規定する農地利用集積円滑化団体……同法第 4 条第 2 項第 1 号又は第 3 項第 1 号ロ…	(イ) …………… (ロ) …………… A …………… (A) …………… … … 農地法第 3 条第 1 項第 13 号… … (B) …………… B …………… (A) ……………	…	…	※ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体…	④ 農業経営基盤強化促進法第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化法人……同項第 1 号…	(イ) …………… (ロ) …………… A …………… (A) …………… … … 農地法第 3 条第 1 項第 7 号の 2 …… (B) …………… B …………… (A) ……………	…	…	※ 農地保有合理化法人……

(B) .....	.....		
(n) .....	都道府県知		
……農地保	事又は市町		
有合理化法	<u>村長</u>		
人又は農地			
<u>利用集積円</u>			
<u>滑化団体</u> …			
…			

(廃止)

(B) .....	.....		
(n) .....	都道府県知		
……農地保	事		
有合理化法			
人……			

⑥ <u>農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地等(※)を農業経営基盤強化促進法第27条の3第1項に規定する勧告に係る協議により同条第2項に規定する特定農業法人で当該勧告を行った市町村の長が同項の規定により当該協議を行う者として定めたものに譲渡した場合</u>	<u>当該土地等が措置法第65条の5第1項第3号に規定する農用地区域内にある土地等に該当するものである旨、当該土地等につき同号に規定する勧告をした旨、当該勧告に係る同号に規定する協議を行う者として同号の特定農業法人を定めた旨及び当該土地等の譲渡が同号に</u>	<u>市町村長</u>	<u>措置法65条の5第1項第3号</u> <u>措置法規則22条の6第4項6号</u>	<u>※ 特例の対象となる「土地等」は、農業経営基盤強化促進法第6条第2項第5号イに規定する要活用農地で同法第27条の2第1項の規定による通知に係るものに限る。</u>
---	--	-------------	---	--

改 正 後					改 正 前				
⑥	.....	.....	措置法65 条の5 1項3号 措置法規 則22条の 6 4項 6号	.....		規定する譲渡 に該当する旨 を証する書類			
⑦	.....	.....	措置法65 条の5 1項4号 措置法規 則22条の 6 4項 7号	※ ..... .....措置法第 65条の5第1 項第4号.....	⑦	.....	措置法65 条の5 1項4号 措置法規 則22条の 6 4項 7号	.....	
⑧	.....	.....	措置法65 条の5 1項5号 措置法規 則22条の 6 4項 8号	※ ..... .....措置法第 65条の5第1 項第5号.....	⑧	.....	措置法65 条の5 1項5号 措置法規 則22条の 6 4項 8号	.....	

二十五 第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係

改 正 後		改 正 前	
第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係		(新 設)	
第1款 対象資産の範囲等		(新 設)	
（土地等の取得の時期）		(新 設)	